2008年3月6日
策2回 新JCAの玨壊社会豆慮ガイドラインの検討
に係系有嗐者委員会

NGO共同提言の概要

OfoE Japan
国際幅境NGO FoE Japan 清水 規子
E－mail：shimizu＠foejapan．org

## 発表内容

1．NGO提言書作成の背景

2．NGO提言軎の構成

3．一部提言内容の解説（事例を基に）

「環境•持続社会」研究センター（JACSES），原子力資料情報室，国際環境NGO FoE Japan，市民外交センター，メコン・ウォッチ等＊賛同団体 10団体
■背景•目的
－90sからJBICが支援するプロジェクトを市民の立
場からモニタリング。現地での環境社会影響の回避•緩和のために活動。
－現在のJBICのガイドライン策定にも深く関わり，策定後はその運用をモニタリング。
$\rightarrow$ このような経験をガイドラインの改訓に生かすこと


## 2．NGO提言書の構成

- ガイドライン第一部に関する提言
- ガイドライン第二部に関する提宮
- 新たに取り組むべき姫題
（現行がイドラインに含まれていない分野に関する提言）
- JBICが行う調査の情報公開
- 案件事例（7案件）における穌題と教訓

『ガイドライン第一部に関する提言
1．㴻境しビュー中の案件の情報公開の笵囲（ （ ）
2．情報公開の方法（ $\boldsymbol{\star}$ ）
3．ステークホルダーからの意見への対応
4．蚽資決定後の情報公開
5．異䖒申立て期間に関する情報公開
6．モニタリング報告書の公開
7．環境社会配慮審査会の镹置

## －ガイドライン第二部に関する提旨

| 8．地域住民等との協識 | 10．先住民族 |
| :---: | :---: |
| 9．非自発的住民移䎐 | －体拠すべを国際条約•宣官と基本原殿 |
| －再取得価格による補镍 | －自由で書竘の十分な情報を |
| －票前の補頱（大） | での合意 |
|  | －先住民族への面拖に開する时画 |
| －住民移転計画 | 11．社会的合意の形成 |
| －情報公開と協觑•苦情処理义 カニズム | －ステークホルダー分析（ ＊）$^{\text {a }}$ |
|  |  |
|  | 12．モニタリング報告婁の公開 |

8

## ■新たに取り組むべき課題（現行ガイドラインに含まれていない

分野に関する提管）
## 13．原子力関連プロジェクト

 －第三者機関の設嗇
14．歳入の透明性

- 噦入の透昅性に関する基本方針
- 探㨝産楽におけるがバナンスリスクのレビュー
- 政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開）

■JBICが行う調查の情報公開
15．宾件発㧩•形成調査，および輸入•投資事業化等促進調査結果の公開
16．有㥽資金協力促進調査の情報公開

## ■案件事例（7案件）における課題と教副

カシャガン油田開発事業（カザフスタン）…IFO，完全莃用
ミンダナオ石炭火力発電所（フィリピン）．．．．1FO．部分选用 サンロケ多固的多ム事業（フィリピン）…IFO，通用外 オリッサ州森林セクター開発事業（インド）…ODA，完全適用 スマラン総合水資源•洪水対策事業（インドネシア）…ODA，完全造用 パハン・セランゴール導水事業（マレーシア）…ODA，適用外南部ハイウエイ建段事業（スリランカ）…ODA，適用外


提言1．情軗公開の範囲




事侀：南部ハイウエイ建設事業（スリランカ）


5，683世帯，20，340人が移転の対象となった。（2005年3月時点）移転•峬㪚問頑で大きな問镇が起こった。＊現在はかなり改㬐

## 3．一部提言内容の解説

－2004年10月，住民移鞋計画妻200冊を地方役場にて公開。
しかし，当時既に移転プロセスは開始されていた。多くの住民は，同事菜の「補償政策」についてしらされないまます事業者と補償交渉を行い，補償を受け取った。
$\rightarrow$ 住民にとっては非常に不利な状況の下での補僙交渉


- 住居移転計画婁も璦境社会配慮上非常に重要な文書
- 現地での公開は当然だが，周知のためには出来る信り広いア プローチ公開が必要
愤社会配膚上の主要な文喜も公屁すること。

提言2．情報公開の方法

## 現状

法については，持設規定はない。

事例：プサンガン水力発電事業（インドネシア）


14

提言2：浢愤社会䓃虚に関する主要な文書を，以下の方法で公屏
ーウェブサイト上
一本部及び実施国における新陶関の珼地事数所／在外公管で の公园

一要罢に応して，文青の写しを無㲊で交付－送付

提言 9.2 非自発的住民移䎐－事前の補償




事例：南部ハイウェイ建設事慈（スリランカ）


移枟したのに捕償金を受け取って おらず，家が桯てられない。

提㝘9：2：十分な䘤僓及び支据策を，移転前に与える

提言9．3 非自発的住民移転－移転－補償合意文書
冢都に渡すことについては挸定なし。

事例：パハン－セランゴール導求事業


タムを廷款し，45kmの逗水トンネルでクア ラルンプールに水供給する革業



先住民族の家
$\rightarrow$ 合意はしたものの，合童謷を受け取っていない。
後々，合意内容などが暧昧になり，浱乱を招く。

[^0]提言11．1 ステークホルダー分析

事们：スマラン棓合水資源－洪水対策事業（インドネシア）

－EIAでは，事業によって影鐘を受ける村には，土地所有者と同数以上の䘡業労锶者の存在が確铝された。
－EIAにおいても住民移転計画書においても影響を受けるス テークホルダーとみなされず，協罐がされていなかった （2007年9月時点）


現地の農采労㑬者

事例：パハン・セランゴール導水事菜（マレーシア）
－EIAでは，事業によって影鄀を受ける先住民族の中でもさらに少数からなる先住民族（チェウオン）の存在が認識されておらず，協鹪にも参加したことがない。
－そもそも先住民族が脇議にほとんど参加できていない。以下は，協䛨に渗加した先住民族の人数 $\downarrow$

2002年4月：3名 2006年8月：0名
2002年7月： 1 名 2007年3月：0名
2003年3月： 2 名
2006年4月：1名
2007年7月：1名 2008年2月：0名

提言11．1：ステークホルダーとの協栚は，事奉による直接－間接的

テーラホルダーに㘣する分析を踒まえること


[^0]:    
     ること

